

No.	受付日	質問箇所	質問内容	回答
1	7/29	仕様書 2(3)ク	契約締結後に関する質問となります。 PPA事業対象建物の利用用途変更、または事業開始時点では想定することが困難な事象などで（電力使用量が減少）太陽光の自家消費量が当初想定より減少した場合、サービス単価の見直しや事業終了後に不足分コストの精算について協議できるという認識でよいでしょうか。（例えば事業開始後に太陽光設置場所周辺に住宅が建設され、光害について住民から申し入れがあった場合など）	仕様書に定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとしています。 質問内容の前段に記載の利用用途変更によるものは、仕様書別紙2より県に責があり、後段に例示の周辺状況の変化によるものは、協議して決定することとなります。
2	7/29	仕様書 4(1)	屋上に太陽光パネルを設置することによる景観法への抵触はありますでしょうか。	景観区域内であり、建築物の改築としての取り扱いになることから、建築物の高さを含み13m超となる場合又は建造面積が1,000㎡超となる場合は景観法に基づく届出が必要です。 詳細は以下のホームページをご確認ください。 https://www.pref.wakayama.lg.jp/pr.efg/080900/keikan/keikan_toppage.html
3	7/29	仕様書 5	高圧受電盤に保護リレーを新たに設置する必要があるのですが、高圧受電盤付近の壁面またはH鋼に保護リレー盤(600mm×400mm×200mm程度)を設置可能でしょうか。	学校施設の管理上、支障がない場合は配置可能とします。 詳細な設置箇所については、事業者決定後に協議することとします。
4	7/29	仕様書 5	既存ケーブルラックの空きスペースを活用して配線することは可能でしょうか。	学校施設の管理上、支障がない場合は配線可能とします。 なお、本事業に関するケーブルであることが一目見てわかるよう配線してください。

No.	受付日	質問箇所	質問内容	回答
5	7/29	仕様書 6(1),(5)	設備が故障した場合には、事業者の責任と負担において修理を行うとありますが、7.責任分担の基本事項におきまして上記（1.～6.）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙2」及び下記のとおりとするとの記載があることから、事業者 ^{に責がある場合のみ} に限るという認識でよろしいでしょうか。	仕様書「7.責任分担の基本事項」に記載のとおり、事業者 ^{に責任のある場合} に加え、定めのないもので協議により決定した場合を含みます。
6	7/29	仕様書 6(2)	企画提案内容が達成できないことによる損失とはどのようなことを想定されていますでしょうか。ご教示ください。	実現可能性の低い提案内容であった場合などが考えられます。なお、負担については、仕様書「7.責任分担の基本事項」等に基づき判断します。
7	7/29	仕様書 7(1)	県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとするとの記載がありますが、事業者 ^{に責がある場合のみ} に限るという認識でよろしいでしょうか。	仕様書「7.責任分担の基本事項」に記載のとおり、事業者 ^{に責任のある場合} に加え、定めのないもので協議により決定した場合を含みます。
8	7/29	仕様書 様式3-4	過去の類似業務実績について、契約書の発注者名が黒塗りの状態で提出しても可能でしょうか。 同じく発注者名の記載において、発注者社名でなくA社・B社等の表記でも構わないでしょうか。	秘密保持契約等により守秘義務がある場合など、様式3-4において発注者名は「A社」等の匿名表記とし、実績を証明するものとして添付する契約書や仕様書、協定書の写しにおいて、発注者名を黒塗りとして差し支えありません。
9	8/2	仕様書 2(1)オ	仕様書／2. 事業内容／オに「運転期間終了後、事業者は県と協議の上で、設備を県へ無償で譲渡できるものとする」とあるが、固定資産税は非課税という認識でよろしいでしょうか。	運転期間中においては、事業者の所有であるため、固定資産として課税される場合、事業者が支払うこととなります。
10	8/2		PPA契約書の開示は可能でしょうか。	事業者選定後に協議で詰めるため、现阶段で提供できるものはありません。

No.	受付日	質問箇所	質問内容	回答
11	8/2	仕様書 2(3)コ	「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を原資の一部として活用し、約61,000千円(税込)を限度として太陽光発電設備及び蓄電池の完成時に一括して支払う予定とありますが、交付金は太陽光発電設備の必要経費の1/2で蓄電池は必要経費の2/3を支払われると考えてよろしいでしょうか。またその時の各項目の限度額をお教えてください。	太陽光発電設備については、交付対象事業費の1/2、蓄電池については、蓄電池の価格(円/kWh)の2/3以内(ただし、16.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)の2/3を上限とする。)となります。各項目に限度額を設定しておらず全体で61,000千円とします。
12	8/2		西棟屋上にフェンスで囲まれた屋上避難スペースがありますが、その範囲は太陽光パネル等の設置は不可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、西棟屋上にある避難スペースへの設置は不可です。
13	8/9	実施要領 5(1)ク	要綱には、余剰電力に関する内容しか記載がありませんが、それ以外の独自提案についての記載はP10の評価基準における配点対象になるのでしょうか	当該項目では余剰電力に関する独自提案を求めるものであり、それ以外の提案については評価の対象にはなりません。
14	8/9	実施要領 <評価基準>4	「提案単価の算出方法が適切、明確か」が配点5点になっていますが、5. 企画提案書の内容に関して、特段この評価に関して求めている事項が無いと考えるのですが、どの項目でどのような提案を求めるかお教え願います	実施要領5(1)キにおいて提案いただく単価について、設置する太陽光発電設備の出力や電気料金シミュレーションにおける県の負担など、提案内容から総合的に判断します。
15	8/9	仕様書 5	本施設は支援学校ですが、工事実施に関しては平日日中時間帯に行えるということでしょうか、また受電設備への繋込みに関して、停電作業を実施する場合は平日夜間、もしくは土日での実施と考えてよろしいでしょうか、この場合は非常用エンジンを活用するなど、事業者側で仮設エンジンを手配する必要が無いと考えてよろしいでしょうか	平日日中の作業は、屋上での作業のみとし、学校教育活動に支障をきたさないよう配慮した上で行ってください。なお、重機による搬入作業や停電作業は原則として土日祝日を想定していません。非常用発電設備の活用は想定していません。いずれも、工事に際し、施設管理者と綿密に協議して実施して下さい。

No.	受付日	質問箇所	質問内容	回答
16	8/9	仕様書 5(1)	「設備設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し」との定めがございました。 上記はアンカー打設等で屋上防水層を貫通する際に必要な書面となり、防水層への穴あけ加工を伴わない場合には書面作成不要と考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
17	8/9	令和6年8月8日時点質問と回答 No.11回答	回答では蓄電池の補助額上限は16.0万円/kWhと記載がございました。 今回提案する蓄電池容量が4800Ah未満となる場合は「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」の要綱に従い、14.1万円/kWh(工事費込・税抜)の2/3を上限とするという理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
18	8/9		図面にて太陽光発電設備（別途工事）となっております、南校舎の既設基礎に太陽光パネルを載せても問題無いでしょうか。	可能です。
19	8/9		屋上キュービクル近傍（キュービクル架台又はその他非常用エンジンなどの基礎や鋼材が取付け可能な場所）にH鋼及びH鋼に鋼材を固定してPCS等機器の設置は可能でしょうか。	学校施設の管理上、支障がない場合は配置可能とします。 詳細な設置箇所については、事業者決定後に協議することとします。

No.	受付日	質問箇所	質問内容	回答
20	8/9	仕様書 6(6)	移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の県による売電収入補償は行わない。ただし、設備の運転停止期間が1年以上となる場合は、事業期間に含み、その期間に発生することが想定される売電収入の補償を行う。 ⇒20年前提のPPA事業を開始し、移設に伴い運転停止期間が11か月と30日などギリギリ1年に満たない場合も、事業開始時を始点と見た際には20年11か月と30日を経て事業終了となるとの理解でよろしいでしょうか（実運転期間20年）	お見込みのとおりです。
21	8/9	仕様書 2(1)オ	「運転期間終了後、事業者は県と協議の上で、設備を県へ無償で譲渡できるものとする」とあるが、事業終了後の撤去時は想定しなくても良いか、また撤去費用についても想定しなくても良いか	お見込みのとおりです。
22	8/9	実施要領 5(1)ク	「余剰電力が生じた場合において、地域活用に有効な提案を行う場合に記載すること。」と記載があるが、＜評価基準＞にて「余剰電力の地域活用など、その他評価に値する独自性のある取組があるか」とあるため、余剰電力に限らない県内地域活用が見込まれる独自性のある提案は評価の対象として記載してよいか。	当該項目では余剰電力に関する独自提案を求めるものであり、それ以外の提案については評価の対象にはなりません。
23	8/13	仕様書 4(2)	事業期間中に蓄電池が劣化し、使用出来なくなる又はメーカー保証期間を超えた場合に、交換は不要としてよろしいでしょうか。理由は設備更改時に補助金が活用出来ないため、交換が必要とする場合にはPPA単価が割高になるためです。	事業内容に蓄電池を含み、事業期間を17年間以上で最長を20年間としているため、期間中に蓄電池を使用できるように提案してください。

No.	受付日	質問箇所	質問内容	回答
24	8/13	仕様書 6(1)	自家用電気工作物は1構内に関して、1人の電気主任技術者と1つの保安規定になると考えます。そのため太陽光発電設備の管理に関しては、既存の電気主任技術者さまに管理をお願いし、保安規定に関しては事業者が作成したものを、既存の電気主任技術者さまに確認の上、管轄の行政事務所などに届けることとして、主任技術者さまにお支払いする費用は、関西電気保安協会が一般的に求める費用程度で考えてよろしいでしょうか。	仕様書6(1)のとおり、当該施設の電気主任技術者と費用負担等について協議することになりますが、具体的な太陽光発電設備の規模等が定まっていない段階であるため、一般的な費用を想定することで差し支えありません。
25	8/19	実施要領 5(3)	様式3-4の項目の「契約金額」はPPA単価のことでよろしいでしょうか。また、開示不可の場合、本項目は未記載でも構わないでしょうか。	本項目では類似業務の実績を確認するもので、開示できる範囲で記載いただいて構いません。 様式3-4の契約金額欄には、PPA単価を記載してください。開示不可の場合は開示不可と記載して構いません。
26	8/20	仕様書 5(1)	屋上の防水仕様がわかる資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	参加資格者に資料を送付いたします。